

## 2026 年度 制度変更・事務処理に関する周知事項 (2026 年 5 月追加)

### 処分制限財産の商用利用に係る条件緩和

#### 1. 概要

処分制限財産の利用については、「補助金等の交付の目的に反して」使用等する場合には承認手続を求めています。

今回の条件緩和により、基本方針、基本計画等において研究開発・実証から研究開発の成果の普及、商業化又は実用化まで支援する趣旨が目的に記載されている補助金により取得した財産を、当該補助金により行われる研究開発の成果の普及、商業化又は実用化に活用する場合は、補助金等の交付の目的に反しない使用として、財産処分には該当せず、財産処分の手続を経ることを要しないこととします。(ただし、事前報告は必要です。)これにより、補助事業の成果に係る早期商業化等の促進及び事務処理に係る負担の軽減を図ります。

#### 2. 変更内容

従来	処分制限財産を処分制限期間中に商用利用する場合は財産処分に該当し、NEDO への処分手続が必要。(=基本的に国庫納付が必要。)
変更後	<u>「研究開発・実証から研究開発の成果の普及、商業化又は実用化まで支援する」ことを目的とした補助事業において、補助事業者が当該補助金の交付の目的に沿って商用利用する場合は、財産処分には該当しない。</u> (=基本的に国庫納付が不要。)なお、商用利用を開始する 30 日前までに、その内容や期間、使用する財産名称等について、NEDO へ事前報告が必要。

#### (留意事項)

- ・補助事業者が、第三者に譲渡又は貸付する場合、基本的に財産処分手続が必要となります。
- ・他方、第三者が補助の目的に沿った商用利用する場合には、補助目的たる事業を第三者に遂行させるための譲渡等として、残存簿価相当額等の国庫納付条件に代えて再処分条件を付す場合があります。なお、補助目的たる事業を第三者に遂行させるための一時的な有償貸付けであって、貸付先において補助の目的に沿って商用利用する場合には、有償貸付けに係る収入に対する国庫納付条件に加え、再処分条件を付す場合があります。

・再処分条件を付す際、補助事業者に対して収益納付を課している事業の場合、当該再処分条件においても同様の収益納付の扱いを第三者に付すことを条件とする場合があります。

・対象となる事業については、プロジェクト担当部から別途ご連絡します。

### 3. 運用開始

2026年6月、(詳細版)「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアルに当該変更について改訂し、具体的な手続等について記載いたします。2026年6月1日以降の新規・継続の補助事業に適用します。

#### <お問い合わせ先>

本資料に係るご意見、ご質問については、次のアドレス宛にお寄せください。

E-mail: [helpdesk\[\\*\]ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk[*]ml.nedo.go.jp)

(E-mailは上記アドレスの[\*]を@に変えて使用してください。)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) 法務部

以上